

江別市葬斎場指定管理者の仕様書

江別市葬斎場の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1. 趣旨

本仕様書は、江別市葬斎場の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2. 施設の設置目的

墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)に基づく火葬業務を行うことを目的とする。

3. 江別市葬斎場の管理に関する基本的な考え方

江別市葬斎場を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 江別市葬斎場については、江別市火葬場条例(平成元年条例第 15 号)の規定に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 市民の宗教的感情に配慮し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行うこと。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 効率的運営を行うこと。
- (5) 管理運営費の削減に努めること。

4. 江別市葬斎場の管理運営上の課題

当施設は、上記 2 の目的を持って設置しているが、現状においては下記(1)のとおり管理運営における課題がある。

指定期間における施設の管理運営については、下記(2)の記載事項に留意して行うものとする。

- (1) 江別市葬斎場の管理運営における課題
火葬件数の増加による施設の管理運営コストの増加
- (2) 江別市葬斎場の管理運営における基本方針
 - ① 市民サービスの向上に向けた方策及び施設の効用を最大限に発揮させるための方策の導入を行うこと。
 - ② 創意工夫に満ちた効率的な管理運営を行い、施設の維持・管理に係る経費の縮減に努めること。

5. 施設の概要

(1) 名 称 江別市葬斎場(以下「葬斎場」という。)

(2) 場 所 江別市対雁 100 番地の 4

(3) 施設規模

構 造	鉄筋コンクリート造一部 2 階建て
敷地面積	7,771.6 m ²
建築面積	1,454.3 m ²
延床面積	1,440.725 m ²

(4) 施設内容

1 階	エントランスホール、炉前ホール(告別室、収骨室)、事務室、炉室(火葬作業室)、待合室等
2 階	機械室

6. 使用時間

午前 9 時から午後 4 時までとする。

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更することができるものとし、この場合においては、あらかじめ市と協議するものとする。

7 休業日

1 月 1 日及び市長が別に定める日(友引の日)。

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を設けることができるものとし、この場合においては、あらかじめ市と協議するものとする。

8. 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

9. 法令等の遵守

葬斎場の管理にあたっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法及び労働関係法令
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)
- (3) 江別市火葬場条例(平成元年条例第 15 号)
- (4) 江別市火葬場条例施行規則(平成元年規則第 56 号)
- (5) 動物炉取扱要綱(平成元年市長決裁)
- (6) その他関係法令

指定期間中に前 6 項に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容によるものとする。

10. 業務内容

(1) 施設の運営に関すること

① 職員に関すること

- ア 責任者 1 名を配置すること。
- イ その他、施設の運営に支障がないように職員を配置すること。
- ウ 職員の勤務形態は、施設の運営に支障がないように定めること。
- エ 職員に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施すること。
- オ 労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令を遵守し、適正な労働条件の確保やその他の労働環境の整備に努めること。

② 火葬に関すること

- ア 江別市生活環境部戸籍住民課との件数確認業務。
- イ 火葬許可証の受理、使用料徴収業務(使用料は、土日を除き翌日に金融機関に納付する)。

- ウ 火葬業務(受入、告別、お別れ、火葬、収骨)。
- エ 動物の火葬・焼却物の処理、料金徴収業務。
- ③ 事務の管理に関すること
 - ア 墓地、埋葬等に関する法律に基づく火葬状況報告の作成。
 - イ 金銭管理簿の作成。
 - ウ 点検記録簿の作成(施設点検、火葬施設、冷暖房・消防・電気施設等)。
 - エ 業務日誌、月報、統計の作成。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること
 - ① 葬斎場の適正な運営のため、以下の設備等に関する保守管理を行うこと。
 - ア 清掃、火葬炉設備(始業点検、修理、取替え、整備)、消防設備及び非常用放送設備(法定点検年2回)、自家用電気工作物(法定点検2ヶ月に1回)、地下タンク定期点検(3年に1回)、特殊建築物及び建築設備の定期検査、機械警備、空調機器、自動ドア、電話等通信機器(リース等)、照明器具、設備点検等の保守管理及び物品の管理。
 - イ 庭園等の外構設備の清掃、除雪、草刈り、花・木の手入れ・剪定、冬囲い等の維持管理を行うこと。
 - ウ 施設賠償責任保険に加入すること。
 - ② 業務の実施に当たり、適切な保険に加入すること。
- (3) 墓地(やすらぎ苑)に関すること
 - ① 墓所納骨手続きに関すること
 - ② 墓碑工事竣工確認検査に関すること
- (4) 環境への配慮に関すること
 - ① 業務に当たっては、市が取り組みを進めている江別市環境マネジメントシステムに準じ、環境配慮行動の実践や、エネルギー使用の合理化に努めること。
 - ② 業務に使用する資材の調達等については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に基づき国が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示す特定調達物品等の使用に努めること。
 - ③ 洗面所の手洗い洗剤については、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんの使用に努める等、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」が定める役務(22-6 庁舎管理等)に示す清掃の判断基準及び配慮事項に留意すること。
- (5) その他
 - ① 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。
 - ② 個人情報保護の体制をとり、職員に周知・徹底を図ること。

11. 基準指定管理料について

- (1) 指定期間に係る基準指定管理料は4ヶ年で184,280千円とする。
平成30年度～令和元年度の平均管理運営費用は別紙1のとおり。
- ※ 基準指定管理料は、過去の実績等を基に算出した目安となる金額であり、この金額を上回る、又は下回る指定管理料の提案を妨げるものではありません。

12. 修繕費の負担区分

- (1) 修繕費は、その見積額が1件100千円(消費税及び地方消費税を含む)未満については指定管理者の負担により修繕を行うものとする。

- (2) その他の修繕については、市の負担により修繕を行う。ただし指定管理者の所有に係る物品の修繕については指定管理者の負担により修繕を行う。
- (3) 修繕費の負担区分に疑義が生じた場合はすみやかに市と協議すること。
- (4) その他の負担区分については、別紙 2「リスク分担表」参照のこと。

13. その他経理等に関する事項

- (1) 指定管理者が指定期間中に施設の管理運営経費により購入した物品については、江別市の所有に属するものとする。なお、備え付けの物品は別途提示する。
- (2) 指定管理者は、市の所有に帰属する物品については、江別市物品会計規則及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて行うものとする。また、指定管理者は同規則に定められた備品台帳を備えてその保管にかかる物品を整理し、購入及び廃棄等の移動について定期的に市に報告しなければならない。
- (3) 指定管理者は経理規程を策定し、経理事務を行うこと。
- (4) 管理口座
指定管理料は、団体が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理すること。
- (5) 立入検査について
市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

14. 協議等

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し決定するものとする。

平均管理運営費用実績(平成30年度～令和元年度)

科目(内訳)	金額
人件費	19,410 千円/年
事業費	0 千円/年
事務費・管理費	20,304 千円/年
光熱水費	11,729 千円/年
消耗品費	1,102 千円/年
使用料及び賃借料	372 千円/年
通信運搬費	188 千円/年
清掃等管理費	3,991 千円/年
委託料	2,283 千円/年
動産・賠償責任保険	340 千円/年
修繕費	299 千円/年
その他	2,648 千円/年
計	42,362 千円/年

【参考】

指定管理料	45,448 千円/年
使用料金(利用料金)	19,509 千円/年
利用者数(火葬件数)	1,357 件/年

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
第三者賠償	指定管理者の故意又は過失により第三者へ与えた損害		○
	上記以外の理由により第三者へ与えた損害	○	
不可抗力	不可抗力による施設、設備の損害	○	
	不可抗力による事業の中断	協議	
施設損傷	市が整備した施設・設備の潜在的瑕疵によるもの	○	
	指定管理者の管理瑕疵による施設・設備の損傷		○
施設修繕費	経常修繕、修理、補修など10万円未満の小額修繕		○
税制度の変更	消費税率の変更に伴う指定管理料の増加	○	
	上記以外の法令等改正によるもの		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中の業務内容変更		○
業務の中止・延期	管理者の事業放棄、破綻によるもの		○
	市の方針変更、手続遅延などによるもの	○	
経済的リスク	応募に係る経費の負担		○
	物価変動・金利変動による経費の増加		○
	需要変動による収入の減少		○
事業終了時の原状復帰	指定管理期間終了時又は期間途中での業務廃止又は指定管理者の取消を受けた場合の施設の原状復帰		○
引継	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

※ リスク分担表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上リスク分担を決定するものとする。